

市川市建設工事等指名競争入札実施要領 新旧対照表（令和7年6月1日）

現 行	改 正 後
(指名業者の選定方法等) 第2条 入札に参加させようとする者(以下「指名業者」という。)の選定は、市川市建設工事等資格要件等設定要領に基づき行うものとする。 2・3 (略) —	(指名業者の選定方法等) 第2条 入札に参加させようとする者(以下「指名業者」という。)の選定は、市川市建設工事等資格要件等設定要領に基づき行うものとする。 2・3 (略) <u>4 前2項の規定に関わらず、1件当たりの設計金額が5千万円を超える建設工事等で、再度公告入札に付そうとするものについては、契約課長と協議を行い、所管の部長が指名業者を決定することができる。</u>
(低入札調査基準価格等の非公表) 第14条 (略) —	(低入札調査基準価格等の非公表) 第14条 (略) <u>2 前項の規定に関わらず、建設工事については、予定価格を入札執行前に公表することができるものとする。</u>